

議案第 37 号

安中市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について

安中市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
安中市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成２４年安中市条例第
３０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第６条第１項」の次に「（同法第８７条の４において準用する場合を含む。）」を加え、「本文」を「（同法第８７条の４において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。